

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成31年3月22日

佐賀県知事 山口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(数値地形図データファイルの更新に係る写真測量)
- 2 作業期間 平成31年3月11日から平成31年7月31日まで
- 3 作業地域 佐賀市、多久市、武雄市、小城市並びに杵島郡大町町、江北町及び白石町